



2025年6月27日

各 位

会 社 名 阪神内燃機工業株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 木下 和彦
(コード番号 6018 東証スタンダード市場)
問 合 せ 先 取締役常務執行役員 中川 智
(TEL 078-332-2081)

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、2025年6月27日開催の取締役会において、下記のとおり、譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分（以下、「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 処分の概要

(1) 払込期日	2025年7月23日
(2) 処分する株式の種類および株式数	当社普通株式 2,258株
(3) 処分価格	1株につき 3,590円
(4) 処分価格の総額	8,106,220円
(5) 割当予定先	取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除きます。） 4名 1,478株 当社の取締役を兼務しない上席執行役員 4名 780株

2. 処分の目的および理由

当社は、2021年5月14日開催の取締役会において、当社の取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）および取締役を兼務しない上席執行役員（対象取締役と併せて、以下「対象取締役等」といいます。）に対して当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として、当社の対象取締役等を対象とする新たな報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議し、また、2021年6月29日開催の第156期定時株主総会において、本制度に基づき、譲渡制限付株式の付与に係る現物出資財産として、既存の金銭報酬枠とは別枠で、当社の対象取締役に対して年額12百万円以内の金銭報酬債権を支給することおよび譲渡制限期間を譲渡制限付株式の交付日から30年間とすることにつきご承認をいただいております。

なお、本制度の概要については、以下のとおりです。

<本制度の概要>

当社の対象取締役等は、本制度に基づき当社より支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式の発行又は処分を受けることとなります。

本制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数は、対象取締役に対して年 14 千株以内とし、その 1 株当たりの払込金額は、発行又は処分に係る取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、割当てを受ける対象取締役等に特に有利とされない範囲において取締役会において決定いたします。

また、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と割当てを受ける対象取締役等との間で譲渡制限付株式割当契約を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることとします。

- ①あらかじめ定められた期間、譲渡制限付株式割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと
- ②一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること

その上で、今般、当社は、本日開催の取締役会において、当社の対象取締役等 8 名に対し、本制度の目的、当社の業績、各対象取締役等の職責の範囲その他諸般の事情を勘案し、金銭報酬債権合計 8,106,220 円、ひいては当社の普通株式 2,258 株（以下「本割当株式」といいます。）を処分することを決議いたしました。

<譲渡制限付株式割当契約の概要>

本自己株式処分に伴い、当社と対象取締役等は個別に譲渡制限付株式割当契約を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

（１）譲渡制限期間

対象取締役等は、2025 年 7 月 23 日（払込期日）から 2055 年 7 月 22 日まで（以下「本譲渡制限期間」という。）、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

（２）譲渡制限の解除条件

当社は、本譲渡制限期間中、継続して当社の取締役又は上席執行役員の地位にあることを条件として、本譲渡制限期間が満了した時点において対象取締役等が保有する本割当株式の全部につき、本譲渡制限期間が満了した時点で譲渡制限を解除する。

ただし、当社は、対象取締役等が本譲渡制限期間中に死亡、任期満了その他当社の取締役会が正当と認める事由により当社の取締役又は上席執行役員のいずれの地位も喪失した場合には、当該喪失の直後の時点をもって、対象取締役等が保有する本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。

（３）当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間が満了した時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部について、当該時点の直後の時点をもって、当然にこれを無償で取得する。

（４）株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役等が大和証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

（５）組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会

（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、組織再編等承認日において対象取締役等が保有する本割当株式の全部について、組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。

3. 払込金額の算定根拠およびその具体的内容

本自己株式処分は、本制度に基づき割当予定先に支給された金銭報酬債権を出資財産として行われるものであり、その払込金額は、恣意性を排除した価額とするため、2025年6月26日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である3,590円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、対象取締役等にとって特に有利な価額には該当しないと考えております。

以 上